

No.	質問項目	質問	回答
①	7 受託者候補者の 選定手順 (1)-(イ)	企画提案に対する評価基準の項目「音声聞き取りやすいか」の評価者は誰が行うのか。	第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)にて、委員が評価をします。
②	7 受託者候補者の 選定手順 (1)-(イ)	企画提案に対する評価基準の項目「業務に対する取組姿勢が適切で意欲があるか」の評価基準とは何か。	企画提案書やプレゼンテーションから総合的に評価します。
③	7 受託者候補者の 選定手順 (1)-(イ)	企画提案に対する評価基準の項目「業務に対する取組姿勢が適切で意欲があるか」の基準とは、「ミュージアム来館者が機器を携帯し、ミュージアム内を周遊できる提案とすること」が該当するのか。	当該項目も含め、同上とします。
④	2 業務の概要 (4)-(ア)	1台(セット)とは、本体の他、ストラップ、イヤホン、充電台等、使用するために必要なアクセサリまで含むのか。	1台(セット)とは、本体の他に使用するために必要なアクセサリを含みます。 ただし、充電器は除きます。
⑤	2 業務の概要 (4)-(イ)-b-②	設置する予定のガイドポイントの場所を教えてください。企画展にもガイドポイントを設置する予定か。	区が指定する25箇所程度のガイドポイントの場所は、中3階 企画展部分(5か所)、 3階から4階の常設展部分(20か所)を予定しています。 詳細は受託者候補者選定後、契約締結時に決定します。
⑥	2 業務の概要 (4)-(イ)-b-④	「スマートフォンやタブレット」は来館者所有のものを指しているのか。 また、イヤホンについて、耳掛け式のものも提案可能か。	本プロポーザルでは、来館者所有のスマートフォンやタブレットを活用した提案を除外しています。 耳に差し込まない耳掛け式のイヤホンであれば、提案は可能です。
⑦	資料	国別外国人利用者の「その他」の内訳について。	イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、オーストラリア、シンガポール、タイ等の国がその他の内訳となります。
⑧	企画提案書 (2)-イ	スケジュール作成にあたり、日本語の元原稿の受領日が必要となる。 元原稿がもらえるタイミングはいつ頃になるか。	日本語原稿は受託者候補者選定後、契約締結の段階でお渡し致します。 概ね1月初旬を予定しております。
⑨	ガイドポイント	ガイド用機器の動作に印刷物が必要な場合、印刷物はコンテンツ扱いになるのか、 それとも付属品扱いとなるのか。	4 実施手順の第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の注記に記載の通り、ガイドマップ等は 付属品扱いとなりますが、動作に必要な印刷物はコンテンツ扱いとさせていただきます。
⑩	企画提案書 (1)-オ	肉声の場合はナレーター「業務実績」を記載とあるが、外国語ナレーターの名前と音声ガイドの 具体的な業務実績の記載が必要なのか。	2 業務概要(4) 事業規模(イ)-b-⑧に掲げる通り、日本語で肉声を提案する場合は、 起用するナレーターまたは声優等の実績や程度を掲示頂きますので、外国語の場合は不要です。

杉並アニメーションミュージアム多言語音声ガイドシステム導入業務公募型プロポーザル 質問と回答

⑪	特許等の権利	企画提案書に記載する特許に関する情報の範囲はどの程度のもので良いのか。詳細を記載する場合は、「企画提案書」のページ数にカウントするのか。	今回提案する音声ガイド機器に関する特許等の権利を取得されている場合は、期間と簡単な概要を記載してください。これは、区が使用するにあたり、権利侵害にあたらぬことを確認するためのものです。また、特許等の権利の詳細を記載する場合は、企画提案書のページ数にカウントされますので簡潔に記載してください。
⑫	企画提案書(2)-ア	共同申込みを考えているが、プロポーザル参加にあたり2社以上での共同申込みは可能か。	本プロポーザルの申込みは1社としてください。 9 その他留意事項(7)に掲げる通り、予め区の承諾を得れば、業務の一部を第三者へ委託できます。
⑬	企画提案書(2)-ア	翻訳や音声収録などを外部に委託する場合は、企画提案書にどこまで記載する必要があるのか。	委託を予定している業務の内容は必ず記載をしてください。なお、予定する委託先が現段階でわかる場合は記載をしてください。また、9 その他留意事項(7)に掲げる通り、予め業務の一部を第三者へ委託しようとする場合は、区の承諾が必要となります。
⑭	企画提案書(1)-カ	翻訳実績については、どの程度必須なのか。協力会社の技術を利用することは可能なのか。	企画提案書(1)-カに掲げる通り、翻訳予定者の過去3年間の実績や、どの程度の翻訳能力を有しているか判断できるものを記載してください。また、9 その他留意事項(7)に掲げる通り、予め業務の一部を第三者へ委託しようとする場合は、区の承諾が必要となります。